

提出議案説明資料目次

令和5年6月定例会

資料番号	資料内容	関係議案	頁
1	新旧対照表	議案第32号 箱根町町税条例の一部を改正する条例の制定について	1～3
2	新旧対照表	議案第33号 箱根町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	5～11
3	入札調書及び図面	議案第35号 工事請負契約の締結について	13～17
4	入札調書及び図面	議案第36号 工事請負契約の締結について	18～20
5	入札調書及び図面	議案第37号 工事請負契約の締結について	21～24
6	見積合せ調書、 図面及び概要	議案第38号 工事請負契約の締結について	25～30
7	入札調書、諸元表 及び四図面	議案第39号 物件供給契約の締結について	31～33
8	位置図	議案第40号 町道路線の廃止について	34

新旧対照表

箱根町町税条例の一部改正新旧対照表

新（改正後）

（種別割の税率）

第29条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア～ウ （略）

エ 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(二以上の輪距を有するもの)にあつては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の三輪のもの及び道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円

(2)・(3) （略）

旧（改正前）

（種別割の税率）

第29条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア～ウ （略）

エ 3輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（二以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの）が0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の三輪のものを除く。）で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円

(2)・(3) （略）

新旧対照表

箱根町火災予防条例の一部改正新旧対照表

新（改正後）
<p>（急速充電設備）</p> <p>第 11 条の 2 <u>急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて充電する設備（全出力 20 キロワット以下のものを除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあつては、充電ポストを含む。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</u></p> <p>（1） <u>急速充電設備（全出力 50 キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあつては、建築物から 3 メートル以上の距離を保つこと。ただし、次に掲げるものにあつては、この限りでない。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">ア <u>不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの</u></p> <p style="padding-left: 2em;">イ <u>分離型のものにあつては、充電ポスト</u></p> <p>（2） <u>その筐体は不燃性の金属材料で造ること。ただし、分離型のものの充電ポストにあつては、この限りでない。</u></p> <p>（3） ～ （5） （略）</p> <p>（6） <u>コネクタと電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。</u></p> <p>（7） <u>コネクタが電気自動車等に接続され、電圧が印加されている場合には、当該コネクタが当該電気自動車等から外れないようにする措置を講ずること。</u></p> <p>（8） ～ （10） （略）</p> <p>（11） <u>急速充電設備を手動で緊急に停止することができる装置を、当該急速</u></p>

旧（改正前）

（急速充電設備）

第 11 条の 2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 2 条第 1 項第 9 号に規定する自動車又は同項第 10 号に規定する原動機付自転車をいう。第 12 号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）に充電する設備（全出力 20 キロワット以下のもの及び全出力 200 キロワットを超えるものを除く。）をいう。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 急速充電設備（全出力 50 キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあつては、建築物から 3 メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。
- (2) その筐体は不燃性の金属材料で造ること。
- (3) ～ (5) （略）
- (6) 急速充電設備と電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。
- (7) 急速充電設備と電気自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。
- (8) ～ (10) （略）
- (11) 急速充電設備を手動で緊急停止させることができる措置を講ずること。

新（改正後）

充電設備の利用者が異常を認めたとときに、速やかに操作することができる箇所に設けること。

(12) 急速充電設備と電気自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。

(13) コネクターについて、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

(14)・(15) (略)

(16) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池 (主として保安のために設けるものを除く。) について次に掲げる措置を講ずること。

ア～エ (略)

(17) 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しないこと。

(18)・(19) (略)

2 (略)

(避雷設備)

第 16 条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する日本産業規格（産業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）第 20 条第 1 項の日本産業規格をいう。以下同じ。）に適合するものとしなければならない。

2 (略)

(喫煙等)

第 23 条 (略)

(1) ～ (4) (略)

2 (略)

と。

(12) 自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。

(13) コネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

(14)・(15) (略)

(16) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。

ア～エ (略)

(17)・(18) (略)

2 (略)

(避雷設備)

第 16 条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する日本産業規格（産業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）第 20 条第 1 項の日本産業規格をいう。）に適合するものとしなければならない。

2 (略)

(喫煙等)

第 23 条 (略)

(1) ～ (4) (略)

2 (略)

3 前項の場合において、併せて図記号による標識を設けるときは、別表第 7 に

新（改正後）

3 第1項の消防長が指定する場所（同項第3号に掲げる場所を除く。）を有する防火対象物の関係者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次の各号に定める措置を講じなければならない。

(1) (略)

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 適当な数の吸殻容器を設けた喫煙所の設置及び当該喫煙所における「喫煙所」と表示した標識の設置（健康増進法（平成14年法律第103号）第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においてはこの限りでない。）

4 第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。

5 第3項第2号に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は、階ごとに客席及び廊下（通行の用に供しない部分を除く。）以外の場所に設けなければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該階における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長が火災予防上必要と認める措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を設けないことができる。

6・7 (略)

別表第7 削除

定めるものとしなければならない。

4 第1項の消防長が指定する場所（同項第3項に掲げる場所を除く。）を有する防火対象物の関係者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次の各号に定める措置を講じなければならない。

(1) (略)

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 適当な数の吸殻容器を設けた喫煙所の設置及び当該喫煙所における「喫煙所」と表示した標識の設置（併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければならない。）

5 前項第2号に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は、階ごとに客席及び廊下（通行の用に供しない部分を除く。）以外の場所に設けなければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該階における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長が火災予防上必要と認める措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を設けないことができる。

6・7 (略)

別表第7（第23条関係）

(略)

設計額	落札額	執行場所	摘要
83,402,000 円 (内消費税) 7,582,000 円	(契約金額) 81,290,000 円 (内消費税) 7,390,000 円	箱根町役場	(工期) 令和6年1月15日
入札調書			
箱根湿生花園整備事業 管理棟改修工事			
令和5年5月19日(金) 午前9時01分 開札			
第1回 入札高	摘要	氏名	
73,900,000 円	落札	箱根建設(株)	
74,450,000		(有)丸要建設	
74,500,000		共栄建設(株)	
74,600,000		(株)上野工務店	
74,650,000		(有)石井工務店	
74,800,000		(株)小川工務店	
67,500,000	最低制限 価格未満	(株)コボリ建設	
68,800,000	最低制限 価格未満	(株)勝俣工務店	
—	辞退	(有)坂東建設	
—	辞退	(株)ビルダーズネットワーク	



案内図

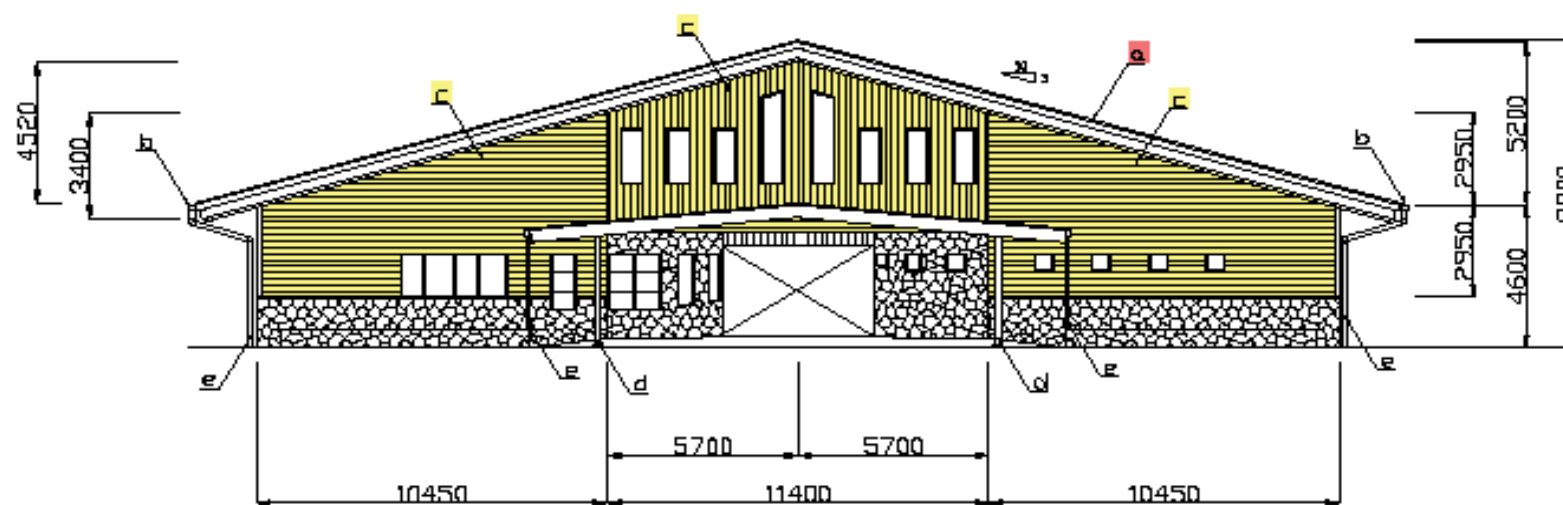


凡 例

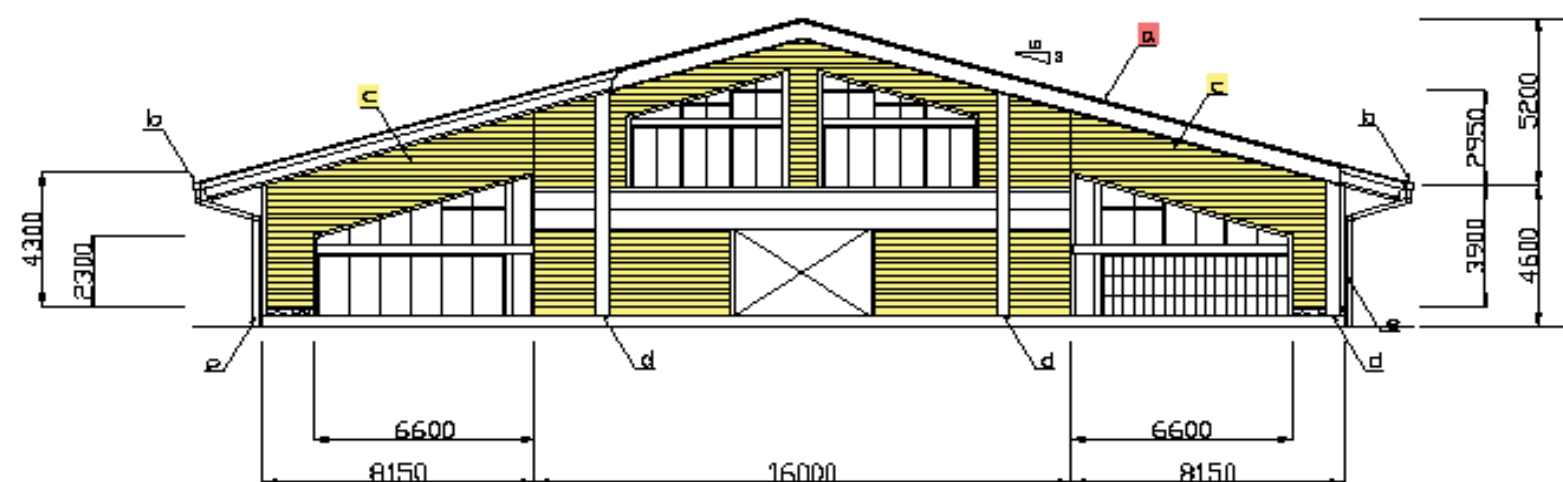
- a: 屋根改修 (カバー工法)
- b: 軒樋改修
- c: 木部塗装
- d: 支柱塗装
- e: 壁樋塗装

屋根伏図 S=1/200

工事名	箱根湿生花園整備事業 管理棟改修工事
図面名	案内図・屋根伏図
縮尺	図示
図面番号	1/4
箱根町企画観光部観光課	



北側立面図 S = 1/200

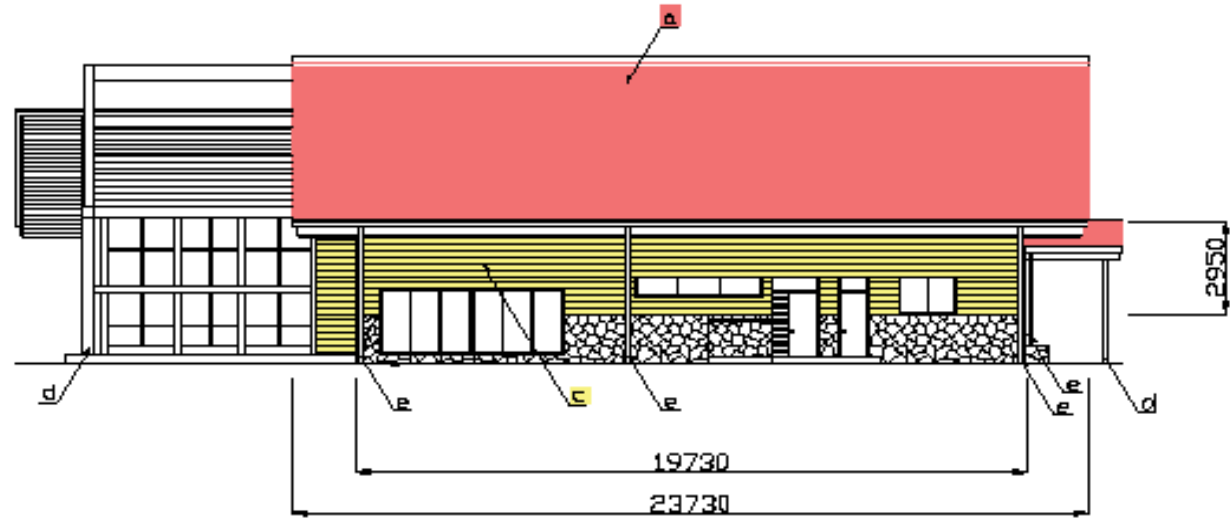


南側立面図 S = 1/200

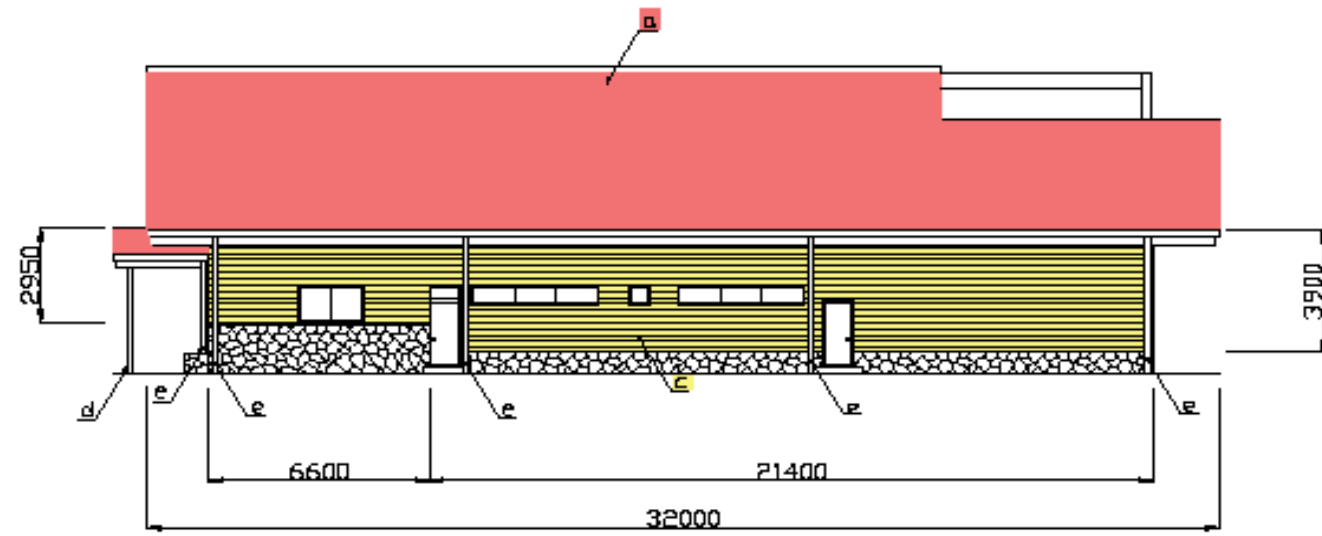
凡例

- a: 屋根改修 (カバー工法)
- b: 軒樋改修
- c: 木部塗装
- d: 支柱塗装
- e: 壁樋塗装

工事名	箱根湿生花園整備事業 管理棟改修工事
図面名	立面図1
縮尺	1/200
図面番号	2/4
箱根町企画観光部観光課	



東側立面図 S=1/200



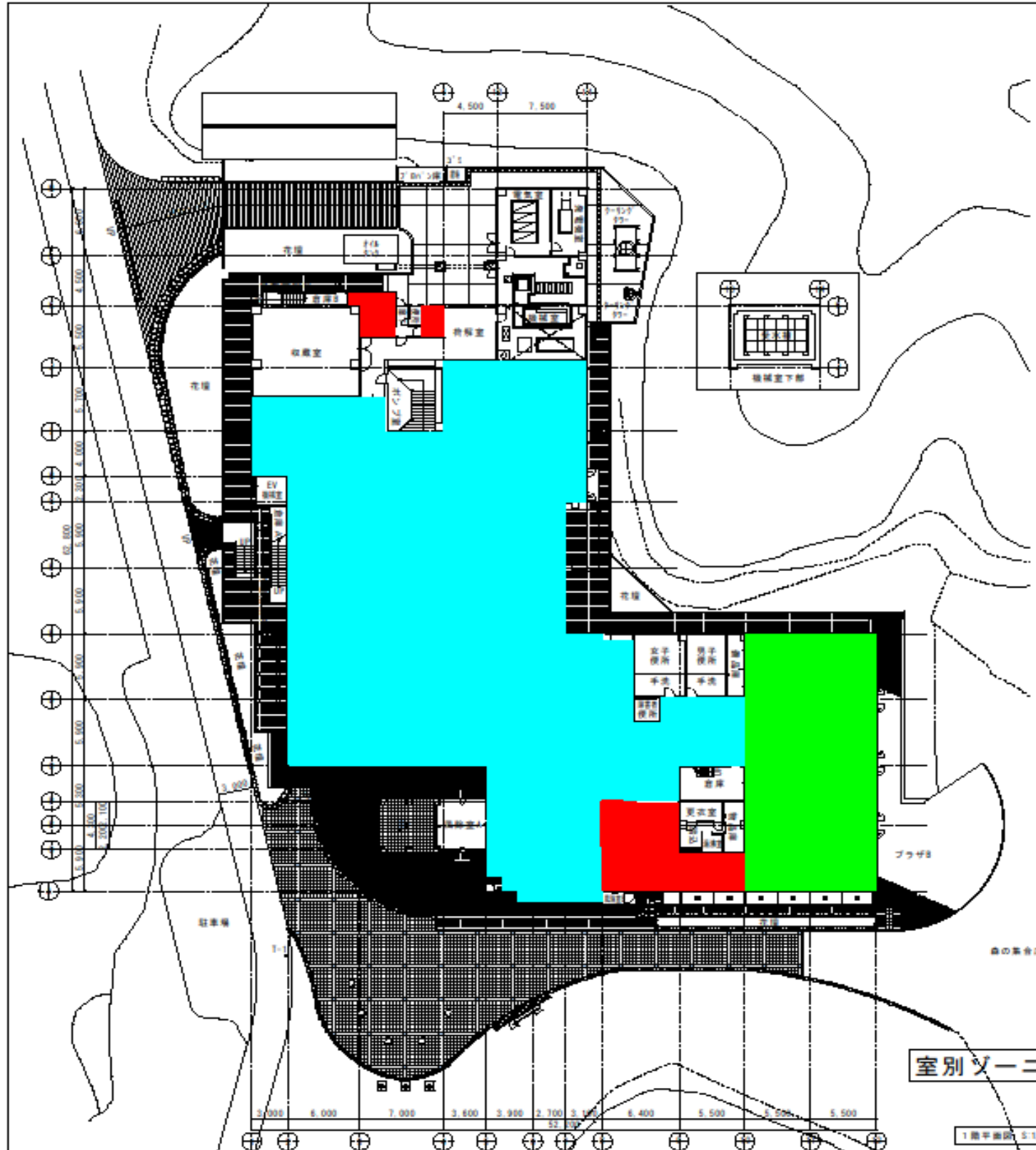
西側立面図 S=1/200

凡例

- a: 屋根改修 (カバー工法)
- b: 軒樋改修
- c: 木部塗装
- d: 支柱塗装
- e: 塀樋塗装

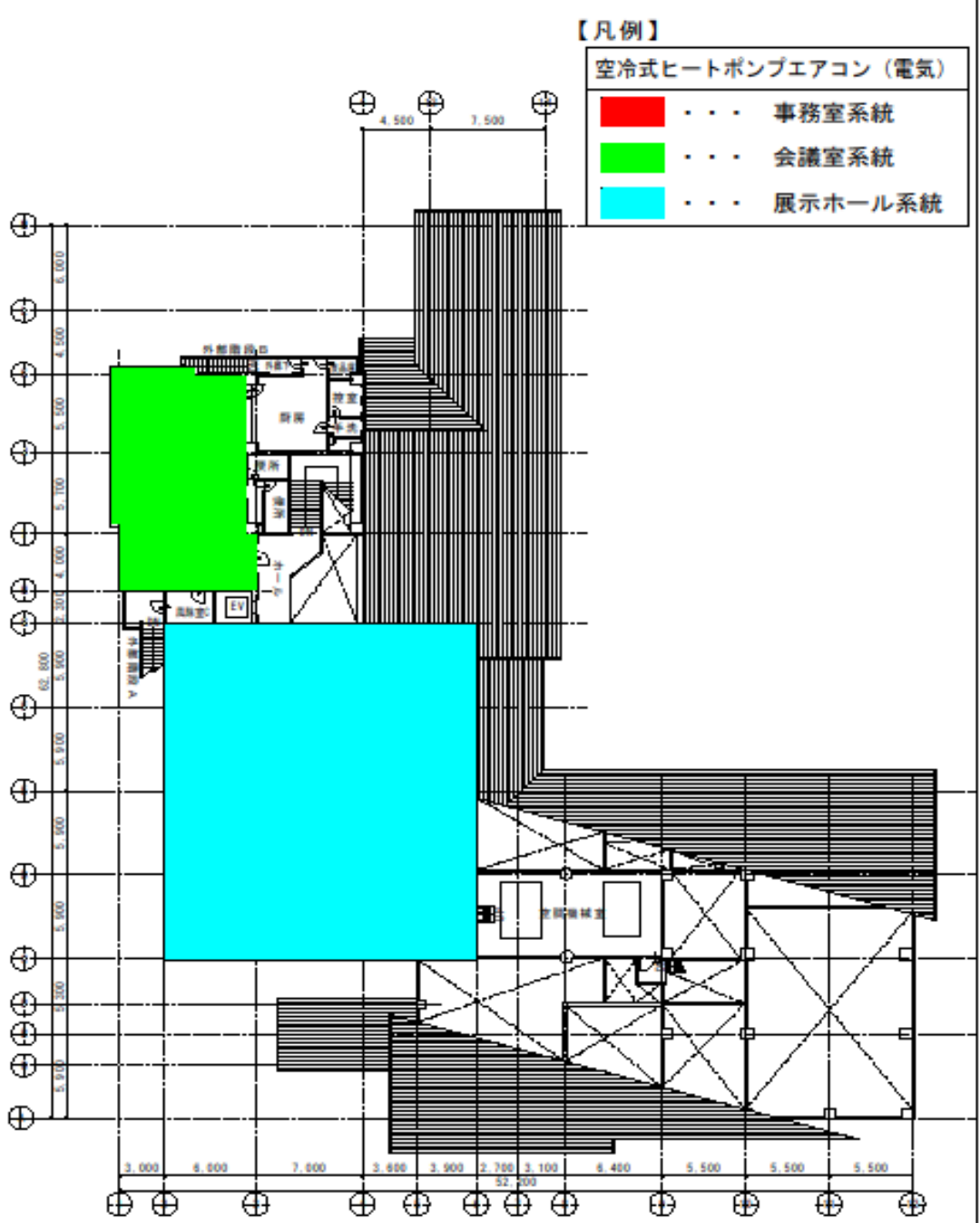
工事名	箱根湿生花園整備事業 管理棟改修工事
図面名	立面図2
縮尺	1/200
図面番号	3/4
箱根町企画観光部観光課	

設計額	落札額	執行場所	摘要
116,413,000 円 (内消費税) 10,583,000 円	(契約金額) 112,028,400 円 (内消費税) 10,184,400 円	箱根町役場	(工期) 令和6年3月15日
入札調書			
森のふれあい館整備事業 空調設備改修工事			
令和5年5月19日(金) 午前9時10分 開札			
第1回 入札高	摘要	氏名	
101,844,000 円	落札	(株)神成工業	
112,980,000		(株)エス・エス・イー	
—	辞退	(株)丹野設備工業	
		以下余白	



室別ゾーニング図

1階平面図 5:1/200



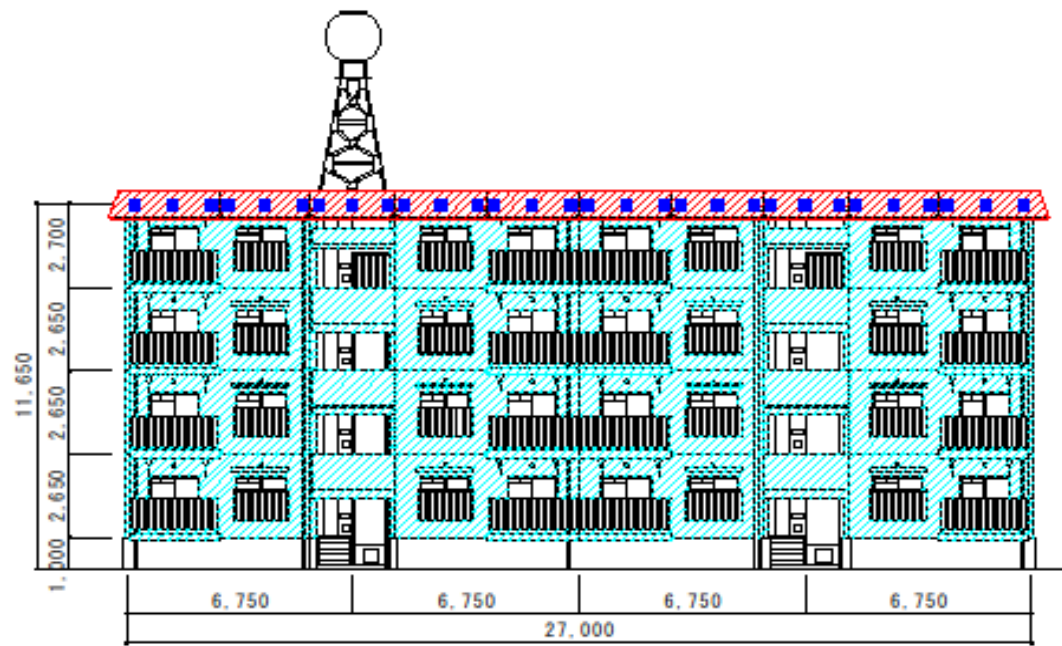
- 【凡例】
 空冷式ヒートポンプエアコン（電気）
 ■■■ 事務室系統
 ■■■ 会議室系統
 ■■■ 展示ホール系統

※ 全て空冷式ヒートポンプエアコン（電気熱源）に改修

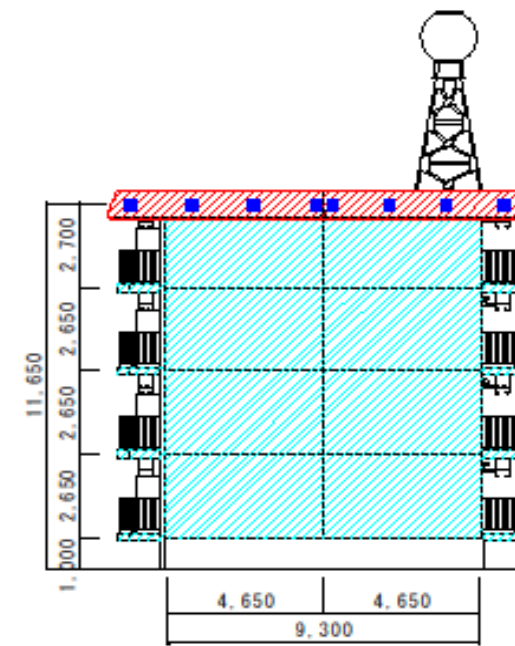
2階平面図 5:1/200

	森のふれあい館空調設備改修工事		平面図		縮尺 A1: 1/200 A3: 1/400		頁 P. 9	
	設計 K 構造研究所		1:1:17		2024.04.10		2024.04.10	

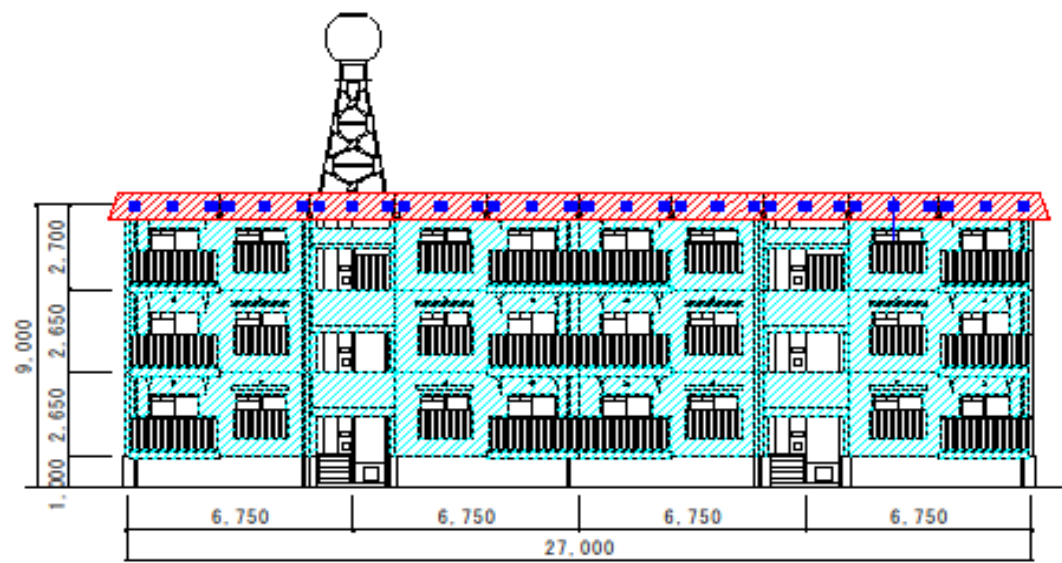
設 計 額	落 札 額	執 行 場 所	摘 要
72,523,000 円 (内消費税) 6,593,000 円	(契約金額) 67,958,000 円 (内消費税) 6,178,000 円	箱根町役場	(工期) 令和6年1月31日
入 札 調 書			
町営住宅整備事業 前田町営住宅外壁及び屋上改修工事			
令和5年5月19日(金) 午前9時23分 開札			
第1回 入札高	摘 要	氏 名	
61,780,000 円	落札	(株)ビルダーズネットワーク	
67,800,000		箱根建設(株)	
68,250,000		(株)小川工務店	
69,000,000		(株)勝俣工務店	
69,900,000		共栄建設(株)	
70,000,000		(有)丸要建設	
70,000,000		(有)石井工務店	
70,300,000		(株)上野工務店	
		以下余白	



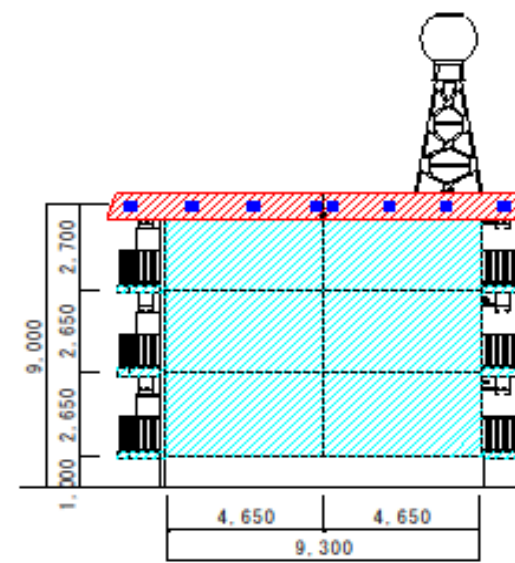
A棟正面図









A棟側面図

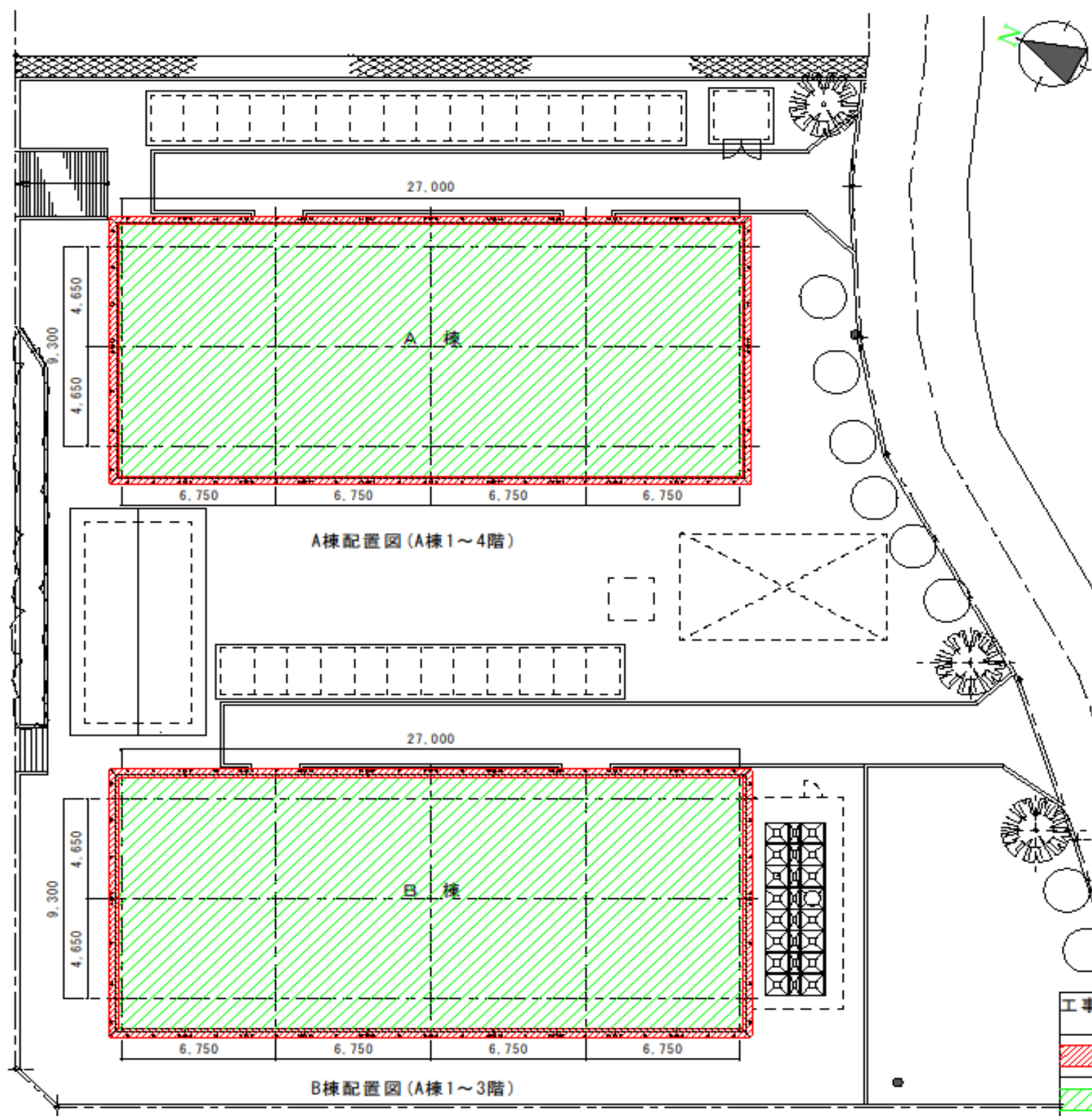






B棟正面図



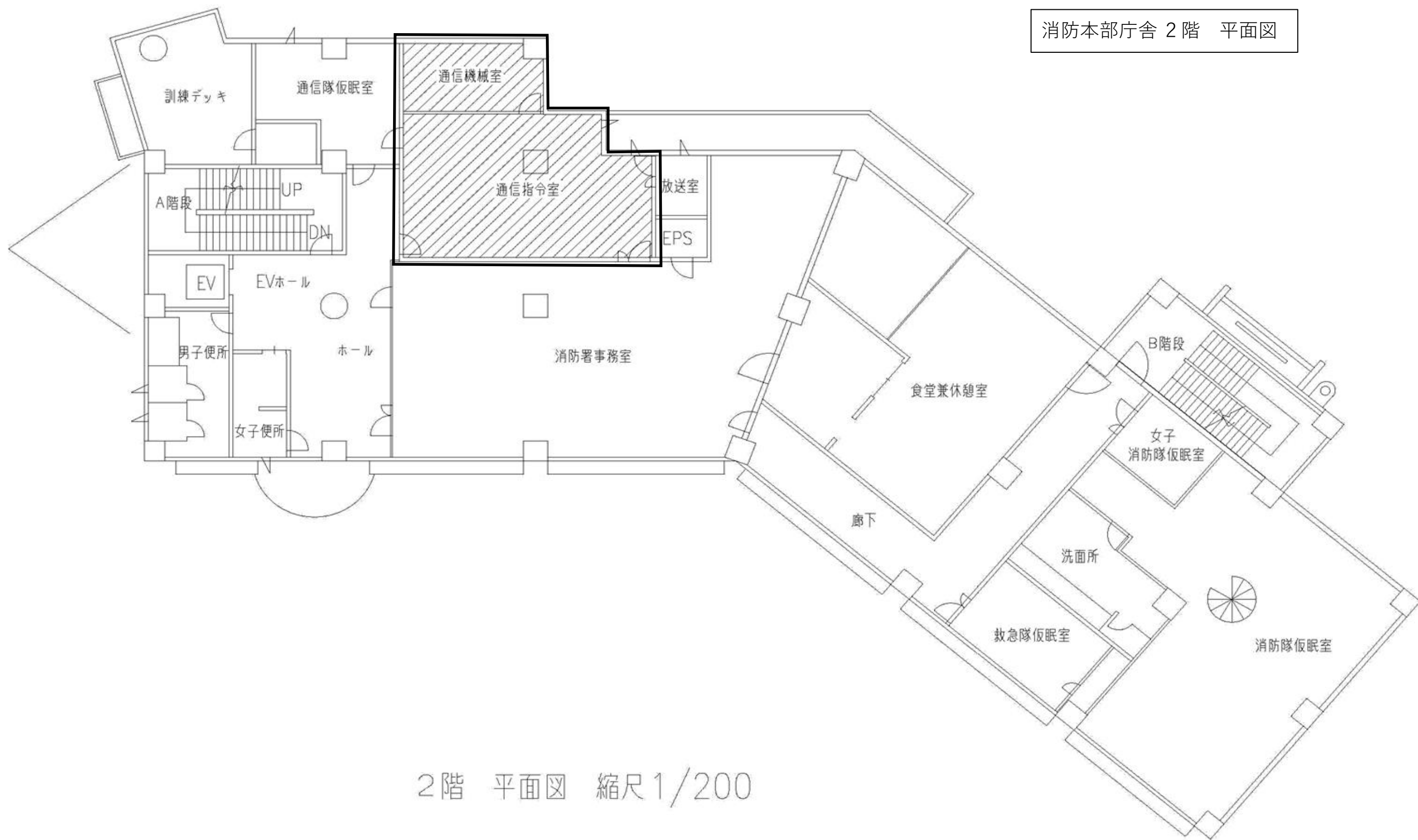
B棟側面図

工事名	
町営住宅整備事業 前田町営住宅外壁及び屋上改修工事	
	外壁塗装
	防水型複層塗材
	底塗装
	防水型複層塗材
	底表面充填モルタル
	充填モルタル撤去、シーリング充填処理

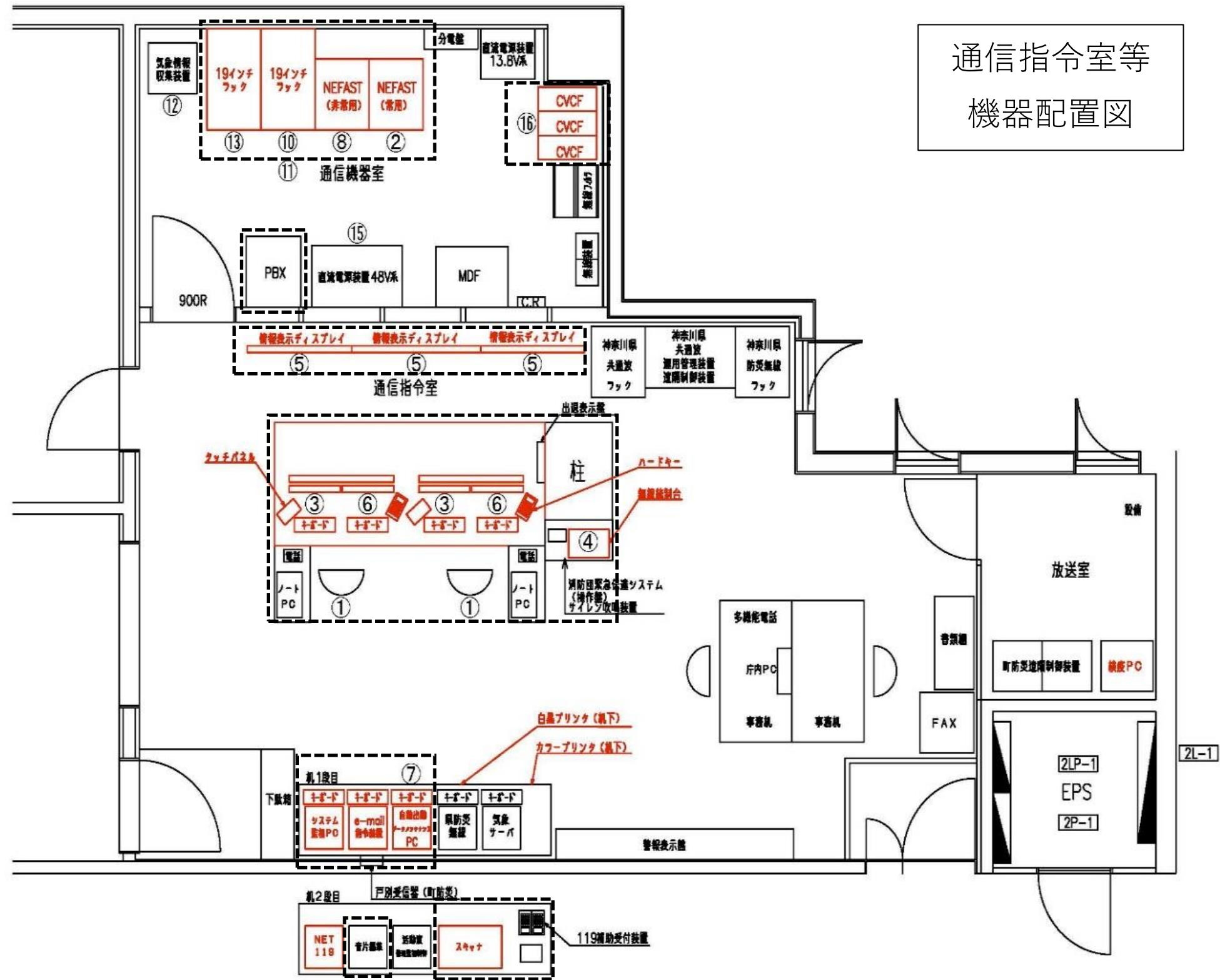


工事名	町営住宅整備事業 前田町営住宅外壁及び屋上改修工事
	庇塗装
	防水型複層塗材
	屋上防水
	改質アスファルト防水

消防本部庁舎 2階 平面図



2階 平面図 縮尺 1/200



凡例

①	指令台	⑤	表示盤	⑨	署所端末装置 (署所設備)	⑬	車両動態管理装置
②	指令制御装置	⑥	地図検索装置	⑩	音声合成装置	⑭	車載端末装置 (車両設置)
③	自動出動指定装置	⑦	メンテナンス装置	⑪	長時間録音装置	⑮	直流電源装置
④	無線制御台	⑧	非常用指令制御装置	⑫	気象観測装置	⑯	無停電電源装置

Live119 機能の概要

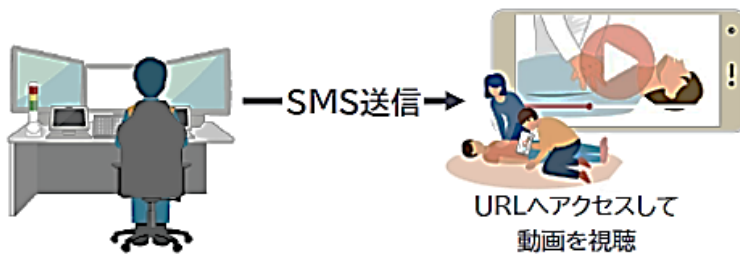
事故

音声のみでは判断が難しい交通事故現場等の状況を Live119 による映像情報を受信することにより、事故現場のリアルタイムな状況を把握できます。



救急

早急な応急処置が必要な事案では、動画ファイル送信機能により通報者へ応急処置の方法を動画で送信することができます。



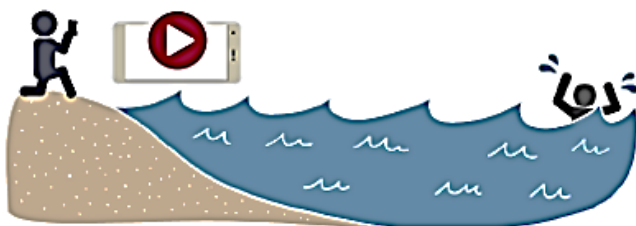
山岳救助

発信地表示システムで位置情報の特定が困難な場合に、GPS 位置情報取得機能により正確な位置情報を取得することができます。



水難救助

河川の深さや流れの速さを映像で確認し、要救助者が流される先へ救助隊を迅速に出動させることができます。



IP無線の概要

・IP無線とは

スマートフォンにIP無線用のアプリケーションソフトを入れ、無線、テキストチャット、画像・映像送信、位置情報共有機能等のあるクラウドシステムです。
(データ通信のみのスマートフォンで運用)

<機能>

- ・無線機能
- ・テキストチャット機能（出勤場所地図送信）
- ・画像、映像送信機能
- ・位置情報共有機能（指令システムの地図で位置を把握）



無線機能画面



テキストチャット
機能画面



画像・映像送信
機能画面



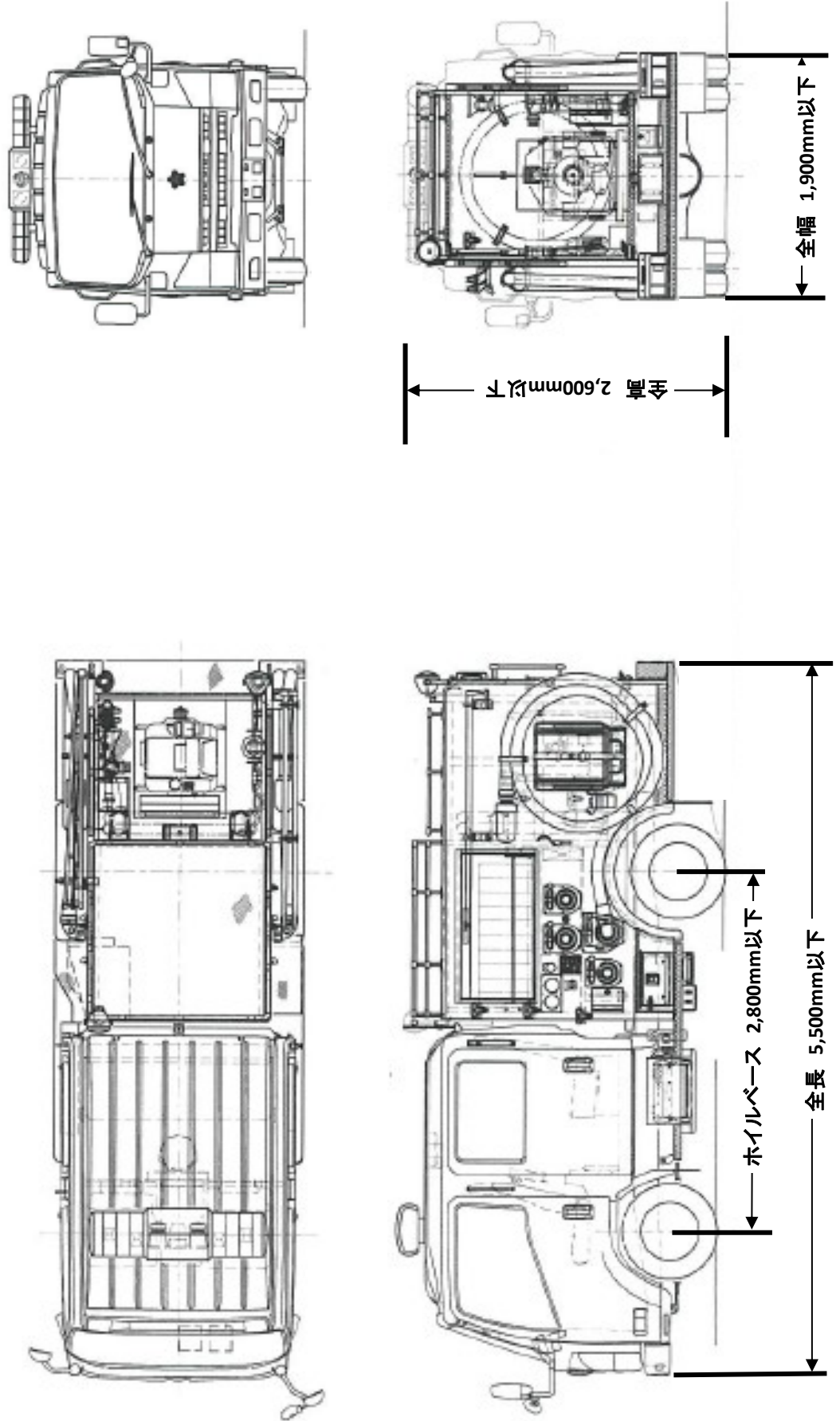
位置情報共有
機能画面

設 計 額	落 札 額	執 行 場 所	摘 要
26,169,000 円 (内消費税) 2,379,000 円	(契約金額) 25,630,000 円 (内消費税) 2,330,000 円	箱根町役場	(納期) 令和6年3月28日
入 札 調 書			
消防車両整備事業 消防ポンプ自動車(第11分団車)購入			
令和5年4月28日(金) 午前10時32分 開札			
第1回 入札高	摘 要	氏 名	
23,300,000 円	落札	小川ポンプ工業(株)	
23,500,000		(株)モリタ	
23,700,000		(株)畠山ポンプ製作所	
23,750,000		(株)野口ポンプ製作所	
23,850,000		ジーエムいちはら工業(株)	
24,000,000		長野ポンプ(株)	
—	入札書不着	米山商事(株)	

消防ポンプ自動車 主要諸元表
(消防団 第11分団 配備)

社 名	いすゞ自動車株式会社	
車 名	エルフ (ダブルキャブ)	
駆 動 方 式	4 輪駆動	
変 速 機	オートマチックトランスミッション	
ブ レ ー キ	油圧式 前：ディスクブレーキ 後：ディスクブレーキ	
寸法重量等	全 長	5,500mm以下
	全 幅	1,900mm以下
	全 高	2,600mm以下
	ホイールベース	2,800mm以下
	車両総重量	5,000kg未満
エンジン	シリンダー配置	直列4気筒インタークーラーターボ付ディーゼル
	総排気量	2,999cc
	最高出力	110kw (150ps)
	最大トルク	375N・m (38.2kg f・m)
使 用 燃 料	軽油	
燃料タンク容量	63L	
定 員	6名	

消防ポンプ自動車 四面図
(第11分団)



町道箱 92 号線 (位置図)

(本図 142, 150 頁)

